

議案第 33 号

宇治市市税条例の一部を改正する条例を制定するについて

宇治市市税条例の一部を、次のとおり改正するものとする。

令和 6 年 6 月 13 日提出

宇治市長 松村 淳子

宇治市条例第　　号

宇治市市税条例の一部を改正する条例

宇治市市税条例（昭和51年宇治市条例第1号）の一部を次のように改正する。

第46条第3項中「によつて」を「により」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、市長が、当該者が同項各号のいずれかに該当することが明らかであり、かつ、市民税を減免する必要があると認める場合は、この限りでない。

第46条第4項本文中「によつて」を「により」に改め、同項ただし書中「、市長が特に」を「、市長が、当該者が同項各号のいずれかに該当することが明らかであり、かつ、市民税を減免する必要があると」に改める。

第62条各号列記以外の部分中「第64条第4項」を「第152条第5項」に改める。

第78条第2項本文中「によつて」を「により」に改め、同項ただし書中「、市長がやむを得ない事情」を「、市長が、当該者が所有する固定資産が同項各号のいずれかに該当することが明らかであり、かつ、固定資産税を減免する必要」に改める。

第138条の3第2項各号列記以外の部分中「によつて」を「により」に改め、同項各号列記以外の部分に次のただし書を加える。

ただし、市長が、当該者が所有し、又は取得する土地が同項各号のいずれかに該当することが明らかであり、かつ、特別土地保有税を減免する必要があると認める場合は、この限りでない。

第138条の3第3項中「によつて」を「により」に改める。

附則第3条の2を削る。

附則第5条の7の次に次の1条を加える。

（令和7年度分の個人の市民税の特別税額控除）

第5条の8　令和7年度分の個人の市民税に限り、法附則第5条の12第3項及び第4項に規定するところにより控除すべき市民税

に係る令和7年度分特別税額控除額を、同条第3項に規定する特別税額控除対象納税義務者の第21条、第23条から第24条の2まで、附則第3条の3第2項、附則第5条第1項、附則第5条の3の2第1項、附則第5条の4及び附則第7条の2の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。

附則第6条第3項中「及び附則第5条の5第1項」を「、附則第5条の5第1項及び前条」に、「とする」を「と、前条中「附則第5条の4及び」とあるのは「附則第5条の4、次条第2項及び」とする」に改める。

附則第8条の3中第19項を第21項とし、第16項から第18項までを2項ずつ繰り下げ、第15項を第16項とし、同項の次に次の1項を加える。

17 法附則第15条第38項の条例で定める割合は、2分の1とする。

附則第8条の3中第14項を第15項とし、第8項から第13項までを1項ずつ繰り下げ、第7項の次に次の1項を加える。

8 法附則第15条第25項第2号に規定する設備に係る同号の条例で定める割合は、7分の6とする。

附則第23条第3項第5号、第24条第3項第5号、第25条第3項第5号、第27条第5項第5号、第27条の2第2項第5号、第27条の3第2項第5号、第27条の4第2項第5号及び第5項第5号並びに第27条の5第2項第5号及び第5項第5号中「の規定の」を「及び附則第5条の8の規定の」に、「、同条第1項」を「、附則第5条の5第1項及び附則第5条の8」に改める。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第62条及び附則第8条の3の改正規定 令和7年4月1日
- (2) 附則第3条の2を削る改正規定 公益信託に関する法律（令

和 6 年法律第 30 号) の施行の日の属する年の翌年の 1 月 1 日
(固定資産税に関する経過措置)

第 2 条 都市再生特別措置法等の一部を改正する法律（令和 2 年法律第 43 号）の施行の日から令和 6 年 3 月 31 日までの間に整備された改正前の地方税法（昭和 25 年法律第 226 号。以下「旧法」という。）附則第 15 条第 39 項に規定する滞在快適性等向上施設等の用に供する固定資産に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

（都市計画税に関する経過措置）

第 3 条 都市再生特別措置法等の一部を改正する法律（令和 2 年法律第 43 号）の施行の日から令和 6 年 3 月 31 日までの間に整備された旧法附則第 15 条第 39 項に規定する滞在快適性等向上施設等の用に供する固定資産に対して課する都市計画税については、なお従前の例による。

（提案理由）

地方税法の一部改正に伴い、所要の改正を行うものであります。